

法律用語も心配無用



【法廷に設置された国章】

～オーストリアの参審制～



【インスブルック地裁正面】

音楽の都・ウィーンを首都に持つオーストリアは、歴史と伝統の息づく国です。市民が裁判官と一緒に刑事裁判を担う参審制も、この国では100年を超える実績を持っており、いまや社会にしっかりと根付いています。

オーストリアの参審制は、比較的重い犯罪に問われた刑事裁判を対象に、市民の中から選ばれた二人の参審員と二人の裁判官とが協力して、①有罪か無罪かという点と、②有罪の場合に科すべき刑の重さ（量刑）の2点について評議を重ねて判決を形作っていく制度です。参審制は、平成21年5月までにスタートする日本の裁判員制度と似た点が多く、そう

した意味で、オーストリアは、我が国にとっては大先輩といってもよいでしょう。

そこで、今回は、オーストリアにおける参審制について、先日、私がウィーン及びオーストリア西部の中心都市・インスブルックの各地方裁判所で調査したところをもとに、御紹介することにしましょう。

オーストリアの参審員は、指定された公



【インスブルック地裁法廷】

判期日に裁判所に足を運びますが、その当日まで自分が担当することとなる事件の具体的な内容について何も知らされません。私が傍聴した事件では、裁判所に到着した参審員は、まず別室（評議室）に招き入れられ、そこで初めて裁判長から事前のレクチャーを受けていました。レクチャーの内容や方法は、裁判長によって様々ですが、ウィーン地裁のある裁判長は、審理手続の流れに関する一般的な説明を口頭で行っており、インスブルック地裁のある裁判長は、手続説明にとどまらず、事案の内容をかいつまんで説明し、起訴状のコピーを手渡したりしていました。その際、参審員も、「法廷でメモを取ってもいいですか」などと気軽に質問していたのが印象的です。

事前のレクチャーが終わると、いよいよ審理に立ち会います。参審員の席が裁判官席とともに法壇上に並んで設けられていること、法壇の高さがそれほど高くなく、法廷全体が厳粛な中にも威圧感を与えない構造になっていることといった点は、裁判員制度のスタートへ向けて各地で準備が進められている日本の法廷と同様です。参審員には、証人尋問や被告人質問において自ら質問する権利が与えられており、裁判長は自分の質問が終わると、参審員からも質問がないかどうか必



【評議室での評議風景】

ず問いかけます。私も、裁判を傍聴している中で、参審員が直接質問する場面に出会うことができました。

法廷での審理が終結すると、参審員と裁判官は再び評議室に戻り、評議に入ります。今このコラムをお読みになっている方の中には、「法律用語は難しく、裁判官との議論についていけないのではないか」といった心配をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

しかし、オーストリアでは、そのような心配をしなくてよいよう、配慮されていました。裁判官は、評議の際、難しい法律用語を分かりやすく解説してくれるのです。例えば、オーストリア刑法の「危険脅迫罪」の項に記載されている「危険ナ脅迫」という用語の意味が話題になったときには、『「危険ナ脅迫」とは、例えば『けがをさせてやるぞ』など、身体に対する危害を持ち出して脅すことをいうのです。ですから、相手に『会社にいらなくなる』といった不安を抱かせた程度では、『危険ナ脅迫』には当たらないのです。』といったように。

参審員が何の事前準備をしていなくても不安なく審理に参加でき、評議で意見を述べられる雰囲気作りに努めるオーストリアの裁判官の姿を目の当たりにして、私が将来裁判員裁判を担当することとなった際のイメージがわいてきた次第です。

（山口地方裁判所裁判官 吉岡茂之）



【参審員法廷（ウィーン）】